**平成２１年（フ）第１５０４号**
横浜市瀬谷区三ツ境116番地７　メゾナムール202
債務者　齋藤ミカホ（旧姓加地）
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２１年（フ）第８７号**
石川県小松市日の出町３丁目110番地　サンライズコート103号室、従前の住所千葉県柏市あけぼの４丁目５番10号　メゾン中山102号
債務者　藤川佐代子（旧姓西森）
1　決定年月日時　平成21年７月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月17日午後２時
金沢地方裁判所小松支部

**平成２１年（フ）第１４６号**
山口県周南市大字櫛ヶ浜435番地の２、住民票上の住所山口県周南市大字櫛ヶ浜242番地の46
債務者　佐野村えみ
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月20日午前11時
山口地方裁判所周南支部

**平成２１年（フ）第２５５号**
青森県むつ市横迎町１丁目10番39号　金丸住宅１号室
債務者　坂下　知勝
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月15日午後３時
青森地方裁判所民事部破産係

**平成２０年（フ）第２６０号**
青森県五所川原市若葉３丁目２番５－３号
債務者　神　　祥子
1　決定年月日時　平成21年７月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月９日午後２時
青森地方裁判所五所川原支部破産係

**平成２１年（フ）第１１５号**
埼玉県川口市領家３丁目９番13号　グランデューヒルズ403、住民票上の住所青森県西津軽郡鰺ヶ沢町大字釣町13番地１
債務者　古川　英喜
1　決定年月日時　平成21年７月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月９日午後２時
青森地方裁判所五所川原支部破産係

**平成２１年（フ）第１３８号**
青森県つがる市柏玉水坪貝９番地９
債務者　對馬　勇樹
1　決定年月日時　平成21年７月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月９日午後２時
青森地方裁判所五所川原支部破産係

**平成２１年（フ）第１４２号**
青森県五所川原市字烏森39番地20　メドーズ205号室
債務者　松村　大介
1　決定年月日時　平成21年７月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月９日午後２時
青森地方裁判所五所川原支部破産係

**平成２１年（フ）第１４３号**
青森県つがる市豊富町千貫31番地
債務者　野宮　幾子
1　決定年月日時　平成21年７月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月９日午後２時
青森地方裁判所五所川原支部破産係

**平成２１年（フ）第１４５号**
青森県つがる市豊富町千貫31番地
債務者　野宮　信一
1　決定年月日時　平成21年７月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月９日午後２時
青森地方裁判所五所川原支部破産係

**平成２１年（フ）第６７６号**
東京都青梅市新町７丁目１番地の25
債務者　平野　美樹
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月18日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２１年（フ）第３２４号**
静岡県浜松市北区三方原町1196番地の１　ハイツ三方原105号
債務者　平井　義人
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月18日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**平成２１年（フ）第７１号**
熊本県八代市鏡町鏡村663番地８―201
債務者　押方　大輔
1　決定年月日時　平成21年７月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月18日午前11時
熊本地方裁判所八代支部

**平成２１年（フ）第７６号**
熊本県八代市長田町2893番地２―102
債務者　柴田　涼子
1　決定年月日時　平成21年７月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月18日午前11時
熊本地方裁判所八代支部

**平成２１年（フ）第７７号**
熊本県八代郡氷川町宮原194番地
債務者　木村　昌明
1　決定年月日時　平成21年７月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月18日午前11時
熊本地方裁判所八代支部